

座間市の教員の働き方改革に関する方針 (案)

令和 8 年 3 月改定
座間市教育委員会

目 次

1	方針の改定について.....	1
2	方針の目的.....	1
3	方針の性格.....	2
4	目標.....	2
5	働き方改革に向けた取組 (実施する業務量の管理及び健康確保措置の実施計画)	3
6	関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1 方針の改定について

座間市教育委員会（以下、「市教育委員会」という。）では、令和3年3月に「座間市の教員の働き方改革に関する方針」（以下、「本方針」という。）を策定しました。

本方針においては、

- ① 時間外在校等時間の縮減（原則として月45時間を上限とすることなど）
- ② 年次休暇一人あたり年平均取得日数15日以上及び学校閉庁日の設定
- ③ 「座間市立中学校に係る部活動の方針」の遵守（部活動休養日を週あたり2日以上とすること等）

を目標として掲げ、教員を補助する外部人材の活用など、働き方改革に係る各種取組を進めてきました。

その結果、一定の改善はみられるものの、依然として、月45時間を超える時間外在校等時間が生じている教員が多数存在している状況があります。

また、神奈川県は令和7年3月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を改定しました。これらを踏まえ、県教育委員会及び市教育委員会は、働き方改革の加速化に向けた共同宣言を行うとともに、共通の数値目標を設定することとしました。

このため、市教育委員会においても、これまでの取組状況及び県の指針の内容を踏まえるとともに、本方針の策定から5年が経過したことから、これまでの取組を見直し、本方針を改定するものです。

2 「座間市の教員の働き方改革に関する方針」の目的

「持続可能な学校運営と座間市の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行う。」

社会環境の変化に伴い、学校を取り巻く環境は、いじめ、不登校や子どもの貧困問題など複雑化、多様化しており、学校に求められる役割も拡大しています。また、グローバル教育などの新しい教育への対応なども求められています。

こうした中、国や県が実施した教員の勤務実態調査の結果、教員の長時間勤務の深刻な実態が明らかとなりました。

教員が心身ともに充実して子どもたちと向き合い、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが学校教育の発展につながります。このような考えに基づき、持続可能な学校における指導・運営体制の構築を目指して、働き方改革を進めていくことが喫緊の課題です。

本方針を基に、市教育委員会では、学校に課されている負担を軽減し、働き方改革の総合的な取組を実施します。そして、座間市の教育の質の一層の向上を図ります。

3 方針の性格

- 本方針は、教員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性を示したものです。
- 市教育委員会は、本方針に基づき、市立小・中学校教員における働き方改革を着実に推進します。
- 本方針の期間は、国の工程表及び県教育委員会の指針を参考に概ね4年程度とします。
- 本方針は、国や県における新たな動きや、各校の実情及び目標の達成状況の検証を踏まえ、必要に応じて取組の追加、変更、見直しを行うこととします。

4 目標

市教育委員会では、県教育委員会と共同で働き方改革の加速化を宣言したことから、次のとおり県教育委員会と共通の数値目標を設定します。

長時間勤務の是正

在校等時間の把握を徹底し、時間外在校等時間を縮減します。

【目標値】

時間外在校等時間	月45時間超の教員の割合	0%
	年360時間超の教員の割合	0%

※ 教員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とします。1日の在校等時間から条例等で定める正規の勤務時間を除いた時間を「時間外在校等時間」とします。

ウェルビーイングの向上

働きやすさと働きがいの両立を目指します。

【目標値】

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合	80%以上
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合	80%以上

※ ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に良い状態にあることをいいます。

5 働き方改革に向けた取組（実施する業務量の管理及び健康確保措置の実施計画）

市教育委員会は、本方針の目的と目標を達成するために、以下の取組を進めます。

なお、予算を伴う取組については、毎年度の予算編成において、それぞれの取組についての調整を図っていきます。

（１） 業務の適正化

（国が示す「学校と教師の業務の３分類」を踏まえた業務の見直し）

ア 学校以外が担うべき業務

（ア） 登下校の通学時における日常的な見守り活動等

- 学校の働き方改革に関する保護者や地域あてメッセージ等を通じて、保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進します。

（イ） 校外の見回り、児童生徒が補導等された時の対応

- 放課後、特に勤務時間外における校外の見回りについては、学校による対応は原則行わないこととします。
- 児童生徒が補導等された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童生徒の状況に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応は行わないこととします。

（ウ） 学校徴収金等の徴収・管理

- 小学校給食費の公会計化を引き続き実施します。

（エ） 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- コミュニティ・スクール等の活用を推進し、学校と保護者や地域との役割分担を進めます。

（オ） 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案の対応

- 市教育委員会において保護者等からの過剰な苦情等を含め、学校と保護者等との間で解決が困難な問題に対応します。
- 電話対応について、勤務時間外は引き続き自動音声応答とすることとし、保護者等へ周知を図ります。
- 電話機の録音機能導入について検討します。

イ 教員以外が積極的に参画すべき業務

（ア） 調査・統計等への回答

- 小・中学校に依頼する調査や照会について、整理統合や精選等を行い、調査・統計等への回答に係る事務負担の軽減に努めます。

- 事務職員が取りまとめ役となって対応できる調査等の範囲を広げることができるよう、共同学校事務室設置による学校事務体制の強化を図ります。
- (イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ホームページの管理運営の支援に教員以外の人材等の活用を進めます。
- (ウ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守管理
- 機器や設備の保守管理及びシステム改修等による負担軽減のために、外部人材の活用を進めます。
 - 児童生徒アカウント等の管理の負担軽減を図るため、システムの機能改修やマニュアルの改善等を進めます。
- (エ) 学校プールの管理
- 小学校水泳指導に民間プールを活用し、指導及び監視業務についての教員の負担軽減を図ります。
- (オ) 校舎の開錠
- 学校用務員による対応を行っており、引き続き教員の負担軽減を進めます。
- (カ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- 児童生徒の休み時間における安全への配慮について、学級担任等の特定の教員のみが対応するのではなく、教員以外の人材の支援を得られるよう検討します。
- (キ) 校内清掃
- 教員は児童生徒が行う教室等の清掃指導を行うこととし、その役割を超える業務について、教員以外の人材等の活用を検討します。
- (ク) 部活動
- 部活動は1週につき2日以上休養日を設けるよう「座間市立中学校に係る部活動の方針」を遵守するよう指導します。
 - 各学校の要請に応じて、部活動指導員の配置拡充に努めます。
 - 令和7年12月に国から示されたガイドラインの趣旨等も踏まえ、部活動や部活動顧問の在り方について、検討します。
 - 大会運営業務に携わる教員の負担軽減に向けて、中学校体育連盟等との協議を検討します。

ウ 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 給食の時間における対応

- 小学校においては、給食の準備及び片づけについて、教員以外の人材等の活用を検討します。

(イ) 授業準備

- ICTの活用、教材の共有等を進めるとともに、ICT支援員による技術支援や業務アシスタントの活用による負担軽減を進めます。
- 学校図書館司書を配置し、教員が授業で使用する資料や情報を収集・整備し提供することで、教員の負担軽減に努めます。

(ウ) 学習評価や成績処理

- 小・中学校において、指導と評価の計画の活用や、教材及び試験問題の共通化を進めるほか、効率的に学習評価や成績処理をするため、採点システムの活用などを進めます。
- 校務支援システムを活用し、引き続き児童生徒情報の入力効率化を図ります。

(エ) 学校行事の準備・運営

- 児童生徒の成長に必要な行事に精選し、準備・運営に当たっては、コミュニティ・スクール等を活用し、地域と連携した運営を進めるとともに、必要に応じてボランティア等の教員以外の人材の活用を推進します。

(オ) 進路指導の準備

- 中学校においては、業務アシスタント等の活用を進めるほか、進路情報の整理など、ICTを活用した業務の効率化を検討します。

(カ) 支援が必要な児童、生徒及び家庭への対応

- 短時間勤務教員、特別支援教育支援員、看護介助員を充実させるほか、学校教育心理相談員、スクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置することにより、教職員と連携・協働した効果的な支援体制の構築に努めます。
- 外国につながるのある児童生徒への指導及び支援について、日本語指導員等の外部人材の活用を推進します。
- 教室に入ることができない児童生徒への別室等での指導及び支援について、校内教育支援センター支援員の活用を進めます。

(2) 学校における措置の推進

学校における働き方改革の取組の実効性を高めるためには、「働きやすさ」と「働きがい」の両立が重要です。時間外在校等時間の縮減に向けて、その方策として、児童生徒や学校の実情を踏まえた、教育活動の重点化、業務の廃止も含めた精選を行うことや、教職員相互、教職員と保護者等との信頼関係の構築なども含めた学校マネジメントの実現を目指します。

- 客観的に教職員の勤務時間を把握し、時間外在校等時間が規則上限を超えた場合に、該当職員に対して個別に注意喚起等を行います。
- 教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、必要に応じて教育課程の見直しを行います。
- 学校行事については、それぞれの教育的価値を踏まえたうえで、精選又は統合し、保護者や地域等と連携した運営を引き続き進めます。
- 指導と評価の計画を活用し、組織的な授業改善を進めるとともに、教材及び試験問題の共通化を進めるなど、教員個人の負担軽減を進めます。
- 職務経験が少ない教員に対して、指導教員の役割を明確にし、助言や支援を得られやすい体制を整備します。
- 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、管理職や総括教諭が働き方改革の視点を持ち、改善策を講じます。
- コミュニティ・スクールにおいて学校運営の基本方針を検討する際に、教員の働き方改革の視点を盛り込むよう努めます。
- 教員以外でも対応可能な業務について、業務アシスタントのさらなる活用を検討します。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 市立小・中学校教員の勤務時間について、客観的な把握を行います。
- 年次休暇、夏季休暇の取得を促進します。
- 夏季休業期間中に4日又は5日間、冬季休業期間中に2日間程度の学校閉庁日を実施します。学校閉庁日は年次休暇や夏季休暇等の取得により実施します。
- 必要に応じて、教育職員が産業医等による助言、指導又は保健指導を受けられるようにします。
- すべての学校でストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等の活用により職場改善を推進します。
- 公立学校共済組合において実施している電話やWeb等による心と体の健康相談について、教職員が積極的に活用するよう様々な機会を通じて周知します。
- 学校現場の実情を踏まえ、柔軟な働き方を推進するための環境を整備するよう努めます。

6 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組を着実に実行するため、毎年度、計画の実施状況を総合教育会議において報告することとします。
- 学校を支える人員体制を整えるために、人材の確保に努めるとともに、教員定数の改善及び教員の業務支援のための職員の配置拡大を引き続き国や県に要望します。
- 市教育委員会が主催する研修事業について体系の見直しと内容の精選を行い、効率的、効果的な研修の実施に努めます。
- 学校における教員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図るためには、組織の在り方や教員の意識をはじめとする自校の状況や課題を校長が把握し、改善することが重要であることから、校長の効果的なマネジメントを支援します。
- 座間市学校教育情報化推進計画に基づき、ICTを活用した校務効率化をより一層進めます。
- 学校と保護者との間の迅速な連絡・情報共有を図るため、保護者連絡システムを引き続き活用します。